

# プロレタリア通信

第35号  
2001年2月15日  
定価 100円  
〒170-91  
東京豊島郵便局  
私書箱59号

## 反グローバルバリゼーションと労働者運動の復権

旭凡太郎

はともあれほぼ確実視されているアメリカの景気後退と株価下落のもつ影響力と、日本の大量不良債権の存続は一切の楽観視を許さないものとしている。

賃金切り下げ、リストラ、倒産等に声をあげはじめ、あるいは組合結成や反失業に立ち上がる労働者の動きは少なからず登場していると思える。

全体としては、それらとはりわけ大独占・多国籍企業下を含めた全体労働者のなかで多くはないが、流れをとめる事はできない。

アメリカ労働運動の左転回

③ このこと自体は必ずしも「変革主体、指導的階級としての労働者階級の復権」とか、「社会運動としての労働運動」とかを必ずしも意味しない。

あるいは狭義の意味での政治闘争、軍事、外交、治安権力に対する全人民的政治闘争が展開されることによつてそうなる、というわけでもない。

昨年一月シアトルでWTO（世界貿易機関）をストップさせ、暴動とも「六〇年代の復活」とも云わせた青年。

### 第一章 反グローバルバリゼーションと労働者運動

① 現在進行中のグローバルゼーションにおいては、労働制度から生活（消費）様式にわたつて、また諸階層全般をまきこんで、大規模な変動がすすんでいる。それは、また第三世界から帝国主義国家間、そして旧「社会主義」等制度全般およんでいる。

その基礎には一九九〇年代

にいたる、多国籍企業（国際独占体）とフォード主義型（労働、消費、社会政策）制度の動揺と再編成ということがあ

る。これによる資本の側からする労働組合（資本とのパートナーシップ（取引））への

攻勢とすることがある。またNICS型、すなわち軍事政権による第三世界の従属的な

工業化育成から、多国籍企業の全面支配自由化への「発展」ということがある。あるいは

アメリカ一元支配と補完的に登場した日・EUによる帝国主義市場再分割戦のあらたな

展開がある。こういった帝国主義世界体制の大規模な変動

を基礎としている。そこでは資本の側からする大規模な攻勢が前面に出ているが、労働者人民からする根源的な生活条件から制度全般にわたる

初期的反抗も底流を攻勢している。

それはまたソ連崩壊等によつても歯止めなく拍車をかけられてはいる。だがそこにか

けられたはずの「自由主義市場経済への移行」も自力革命諸国（ロシア、中国、ユーゴ、ベトナム、キューバ）の

カオス化や逆流傾向（反IMF等）

も顕在化している。

さらに温暖化や遺伝子組み換え食品といった環境・農業問題の歯止めない深刻化と、

よりシビアでもある資源（化石燃料）の限界も年を重ねるにしたがって重い問題として

積み重なっている。IT、遺伝子工学にかけるブルジョアジーの度外れの期待と、競争等それを理由とした労働者への攻勢は、むしろ

時代の変動の深淵を表現しているといえる。

② そこで労働者はとりあえず身を守ることを余儀なくさ

れている。倒産、首切り、出向とそのまの首切り、一部の社員化にたいする大量の契約・臨時労働者化が進行して

いる。おそらくほとんどの職場での賃金カット、サービス残業が進行している。

たしかに依然若者のフリーター指向（といつてもなかば失業への強制でもあるのだ

が）や、パラサイトシングル化が進行しているようにも見える。

しかしヨーロッパでの一〇%以上の失業率を考えると、

現行四・七%の失業率でど

まるといふ保証もない。程度

労働者のデモは、反グローバリゼーション・反多国籍企業・反新自由主義を共通としながらもそれぞれ異なる要求を掲げていたことでも話題をよんだ。

エコロジ派は、多国籍企業による自然破壊や、遺伝子組み換え食品や農業破壊の反対をかかげて多国籍企業・WTOと闘った。

第三世界からはジビロ二〇〇〇等債務引き要求もあるが、人権や悪労働条件の名による輸入制限への対抗が基調にあった(第三世界における労働者・人民の権利をかかげる運動もまた並行した)。NIEO(新国際経済秩序)、NICS時代には(ソ連への対抗もあつて)従属的ながら工業化にむける程度制度化されていた貿易制限や投資制限にたいし、WTOやグローバリゼーションはそれを廃止しようとしてきた。実質的に多国籍企業支配の完全自由化や民営化やIMF管理が工業、農業を荒廃させている現実にたいする反発が広がっている。

これにたいし5万人動員したとされるAFLECIOの反WTO、反グローバリゼーションの内容には、この第三世界からの輸入制限要求も含

まれていた。

もちろんNAFTA(北米自由貿易地域)に反対し、またその多国籍企業化が労働者の国際的分裂・競争を加速し、国内失業を加速することをふくめて反グローバリゼーションを掲げてきたのであるが。またAFLECIOは、戦後一貫したフォード主義下のパートナリシップ型労働運動(大量生産生産過程での労働支配の代償としての一定の賃金のもと、公民権運動等にたいしても無視、敵対し、軍事外交政策においてもパートナリとなつてきた)に対する新自由主義の攻勢、すなわち資本の側からする社会契約の破棄に直面して、その路線転換を余儀なくされたのであつた。

すなわちヨーロッパ、日との通商戦での後退と多国籍企業化にあつてそれら新自由主義がレーガン政権のもと推進され、労働組合が消滅の危機に瀕するなか、拡大するマイノリティ労働者や女性の権利をふくめた労働運動、あるいは社会的経済的公正をめざす労働運動への転換をかかげて、一九九五年指導部の総入れ替えと路線転換をとげた(マンズリー・レビュー編集、

連合組織局発行『二世紀に向けた新しい労働運動』参照)。それは一九九七年のUPSストライキや、一九九九年のシアトル「暴動」等アメリカ型にわたりのあひるへの転換を意味した。その軍事外交路線が民主党と区別できない等、デモ参加者の立場もそれぞれ異なるようであるが。

いずれにせよ労働組合運動は直接には自己の利害をかけた雇主・資本と闘うということと、国際的にも国内的にも諸階級・階層・利害にたいし指導的階級としての任務を強いられることとの統一の必然性と困難性、といった問題は日本、世界を問わず共通なわけである。

④ また先日来日したフランス失業者運動のアギトン氏によれば、失業率一〇%といった現実を背景に失業保険局占拠闘争を拡大し、世論の支持をも拡大してきた(ちなみにフランスでもATTIC反失業運動、SUD連帯、統一、民主主義の組合、を中心にアメリカと同様労働運動の新しい波がおこりつつあるが、アメリカの場合世論の支持という点では弱いという感じを述べていた)。

反失業では反失業団体が先行しつつ、労働組合が支持するというような関係である(述べていた)。

こうしたなかで労働運動な労働組合なりがもつ雇主との闘いという限定的な性格(直接には雇主にたいする生活・権利から出発するが、その存在からして限度はない)と、一挙的にであれ段階的にであれ終局的に全社会的決着をつけるという両義的性格を實踐的に解決して行かねばならないわけである。

もちろんそれは反帝反安保、対権力闘争街頭闘争との関連でも存在する。それはかつては全学連、地区反戦、原水禁、反差別団体、労働組合青年部との関係として存在してきたのだが、今後とも同様な関係は作られてゆくわけである。

### 労働組合と社会運動

⑤ 労働運動は一方では資本、雇主との関係でその生活・権利を守る力がなくては自己・労働者の利益を守ることがもちろん、全社会的指導性を発揮することなどおよびもつかない。またそこでは生活

と権利ということともに、労働の社会的地位や内容をめぐる現実(資本主義、グローバリゼーション)批判とそれの公正化要求ということをも含んでいる。

その場合、いわゆる「新しい社会運動」との関係はいかなるものか、ということが当然問題となる。

そこではある意味では影響しあい、ある意味では独自の展開である、ということができる。

労働運動はそれ自体としては雇主にたいする賃金、労働時間や労働強度、雇用等の生活と権利をかかげ、資本にたいする労働力販売・労働力再生産と保全といった形式から大きくはなれることはできない。しかしこの労働力は労働ということから分離できない(資本による労働力使用という形をとるが)。

とくに日本の場合、資本との闘争を、同時に労働者による職場や労働の自己決定といったことからませながら展開してきた。

(戦争直後の産別時代には生産管理が掲げられたが、それは企業別組合の職場管理という性格をも有し、その後日本労働運動の性格をも規定したということである。組合が職

場企業外に組織される欧米型組合にたいし、その欠点は指摘されてきた。がよりあえず産別崩壊以降も高野時代の地域ぐるみ、三井三池、国労反マル生闘争等中心的な特徴を形成してきた)。

もちろん企業別組合が資本と対抗的に職場支配自己決定とか、(ひいては労働の自己決定の拡大とか)云うこと自体が自己矛盾であるかにも見える。

世界市場競争があり、産業構造の変動があり、企業は倒産する・云々への対抗力という限界がある。

あるいは強い場合には、資本とその労働過程・労働内容をめぐっても対抗関係やヘゲモニー関係を争い、逆に弱い場合には利害関係をも形成せざるをえない本工・正社員組合の運動であるということも指摘された。

がそれらが職場闘争等労働運動を支え、反安保闘争や地区労をつうじて地域の運動を形成した時代があつたわけである。

一九八〇年代の労働情報運動とその挫折を経て今日それはどうだろうか。

一つには今日でも一部官公労にせよ国労や中小にせよ一定の「層としての労働運動」

を展開している労働運動は、多かれ少なかれそういった性格をもち、かつ持続・発展できるかの岐路にたつているといふことである。が同時に非正規・契約労働者、外国人労働者、ユニオン等の運動が展開され、かつ量的にも質的にも労働過程の重要な部分を占めるであろうというがはつきりしている。それらの相互作用と相互依存関係が展開されるであろう。

同時に失業者、寄せ場、野宿労働者、外国人労働者、フリーターの運動とその展開がある。また争議の発展としての自主生産、協同組合の試みがある。

それらは労働者階級の諸階層の生活と権利を守る運動であるとともに、先にのべた資本の攻勢に対抗しつつ労働者による職場・生産点や労働にたいする自己決定の拡大という性格をもっている。(中小での資本にたいする諸ヘゲモニー―賃金体系等―や、国家的不当労働行為にたいする

労働の持久戦や、清掃労働者の環境問題の取り組みや、教育労働者と教育内容等はそれぞれ別のことではないのである。大独占―多国籍企業の支配下では事態はこれから顕在化するであろう。すなわち世界市場競争と科学・生産手段

や分業等による資本の攻勢の下で、労働者階級が圧倒的劣勢なところでの攻防は今後の問題であろう。)

「新しい社会運動」をいう場合にはよりはつきりした展開があるといえる。

部落から障害者、女性と拡大した反差別運動や、民族運動や、エコロジーや、農民運動や、消費者運動や、権利・市民運動等には、それぞれ資本主義・帝国主義の局面への新たな批判的視点が展開されてきた(たとえば生産力主義・効率主義批判といった)だけではない。

むしろ実践的ならびに物質的ならびに政治的ならびに制度的に実現してきた領域が広がってきた点に特徴があるわけである。

勿論資本と闘う労働者の決定には枠があり、他の諸社会運動にも固有の枠がある。

しかしそれらの諸要求の貫徹運動の追及とそれらの合流は、諸運動では実現しきれない政治革命、社会革命の根源的性格をもつきだしてゆくわけである。

それらはもちろん第三世界人民、国際プロレタリアートとともにした反戦・反安保・反帝国主義とも合流するのであるが。

### 反戦運動と労働運動

⑥ これら全社会的政治的課題は存在し、それは力関係としても全社会的気運としても労働運動を枠づける力として存在している。

それらの課題のうち最大のものは反戦、平和、反侵略の闘いであるといえる。

実際戦後の階級闘争においてそれは常に中心課題であり続けた(絶対平和主義、被害者型平和運動、対アメ帝従属論型平和運動、帝国主義の市場再分割戦と日本のアジア侵略にたいする国際主義等々の論争もまた続いてきたのだ)。

註)「戦後革命」自体が第二次大戦での日本帝国主義の敗北と国家権力の瓦解を直接の契機としたものであり、そこでの生産管理をふくむ占領期労働運動においては資本家をふくむ戦争責任ということとはテーマとなってきた(したがって在日朝鮮、中国人労働者は重要な位置をしめてきた)。

これをにたつた産別組合の崩壊以降主流となる、反共民

同(民主化同盟)主導の総評労働組合の「にわたりのあひるへの転換」の決定的転機となつたのは平和四原則(再軍備反対、安保反対等)であった。そして高野時代のいわゆる「職場闘争、地域ぐるみ」以来一九八〇年代後半の総評消滅にいたるまで、それは日本の反体制運動の枠組みを構成してきたのであった。内部的にはとりわけ民間大独占―多国籍企業化即下での合理化

・労働支配貫徹により空洞化し、対極に反帝・国際主義・労働者管理をかかげる新左翼が登場したのであるが。

そして新左翼はこの時期戦間的労働運動の継承をかかげながらも、この反戦闘争、街頭闘争を機軸に六〇―七〇年

国家権力との亀裂から対峙へと進んだ。

そこでは街頭闘争の大規模な展開ぬきには諸運動は経済主義にならざるをえない―逆にいえばある局面経済主義的になることは、その転換の可能性や必然性や分業を意識しつつ行うことによつては、積極的に意義あるということでもある―ことをも積極的に刻印したといえる。

略を契機とする(前段階決戦とか侵略を内乱へとか)とかへと集約されていった時期があるわけである。

今日でも、それは依然重要な柱だが、恐慌にとどまらな

い、失業とか、資源・環境問題とそれを契機とする生活の転換と生産の停滞による支配の危機とか、階級・階層の分化と道義問題とかが重大な契機となるであろう徴候が広がってきた。また、第三世界階級闘争やロシア階級闘争とか、運動の発展自体がもたらす新たな要求や価値観等が革命の契機として論議となつて

いるのだが。

それらは運動の、一方での武装、権力問題への達着と挫折ということと、他方での反差別運動、新左翼労働運動、農民運動、市民運動への直面

ということがなかでうかびあがってきたわけである。

権力問題と労働運動・社会運動

⑦ こうしたなかで権力問題といったときに、軍事・外交・治安への対抗的運動―戦線の構築ということと、他方での労働者階級の指導性とはな

にか、あるいはそれによる全

社会的統一は可能か、という問題とをむすびつけることとして登場してきたのである。

すなわち農業と農民のかかえる農業的自立・有機農業・農村の復興と農村―都市の固

定的分業の止揚といった問題もある。また障害者運動等反差別運動の問題とする、生活・地域・都市・労働等における自立とともに社会・健常者社会とその価値観―競争・差別・生産性・発達そのものの変更要求も登場した。あるいは自然環境派の要求である、自動車産業の縮小要求等は、その大量失業と産業構造転換

要求の問題としても存在してきた。(そういつたなかで赤

から緑への転換を宣言した人々も少なくない)

こういつたなかで労働者階級はその国家・社会・生産における位置からする可能性・責任・指導性といったこと

と、雇主・資本にたいする労働者の生活・権利・社会的公正から出発する労働組合運動との落差に直面している(してきた)わけである。(すでに

のべたごとく生活、権利と

いっても賃金、雇用、労働時間一般から賃金体系、本工・臨時工の関係や、競争の制限

と社会的公正とか、経営権、

産業問題、地域、国家、連帯、

自主管理・等課題に限度はないのだが。

つまり日本帝国主義の多国籍企業化・アジア侵略や、大独占のME（マイクロエレクトロニクス）化やQC等日本の経営による労働支配、といったことのみならず、諸運動の分化・発展自身が労働者階級あるいは労働運動の指導的思想の危機と分化と発展をもたらしてきたのである。

（註）特権的変革主体としての労働者あるいは労働組合批判だとかが流布したこともある。

もちろん事態は危機でもあるが前進的でもある。

ひとつはプロレタリアートの権力問題をより具体的かつ内容豊富なものとしているということだ。実際ロシア革命での農民の位置を見るまでもなく革命が労働者階級だけで行われることもなく、また労働者階級も均一ではない。

農民、反差別階層、少数民族といった階級・階層の問題や、生活あるいは広い意味での消費（教育、福祉、大量消費批判等）をめぐる対立・運動は、労働者各層や失業者の運動が独自の要求や課題をかかげつつ相互浸透してゆく広範な基盤を形成するわけであ

る。そのうえで、決着をつけるというよりも最も困難な問題が生産過程の問題であり、国家権力の問題であることにかわりはないわけである。

### 社会運動と生産過程

⑧ 労働運動はその数においても、革命が生産と消費をめぐる問題であるという意味においても基礎的なものであるということはいままでもない。

そして国家権力を掌握すれば、というより掌握するために、そして生産過程を自主的に管理するために、以上の諸問題における訓練と主導的階級としての課題への責任を自覚した大量のプロレタリアートが前提されるわけである。

今日のグローバルバリエーションはこういった問題への飛躍の好機と責任といったことをわれわれにつきつけている。省みれば一九八〇年代の労働情報運動時代の一つのテーマであった「社会運動としての労働運動」にはこういった問題意識が含まれていた。運動拠点のゆきずまりや総評消滅等によってそれは途絶え

た。が運動体の自立は存続し、その成果といえなくもない全労協をうみだした。

旧来からの官公労、民間での戦線の残存と蓄積や、地区の共闘や、外国人・契約労働者・ユニオン・失業者の運動が登場し市民権を獲得してきている。

こういったなか国労の四党合意にたいするぎりぎりの踏ん張りや、これら反グローバルバリエーションの転機となしうるか、いやなるにちがいないのだ。

### 近代帝国主義ナシヨナリズム・排外主義と沖縄基地の県内移設、改憲、有事立法

⑨ このグローバルバリエーションは、アジアにおいてはNICCSに代表されてきたアジア工業化とその矛盾の顕在化としてあり、他方では日本帝国主義の沖縄基地の県内移設、有事立法、多国籍軍参加から改憲への野望としてクローズアップされてきた。

すでにユーゴ空爆においてドイツは軍隊を派兵し、国論の分裂を経て緑の党、社会民

主党の分解・分裂をとめないながら強行された。そこでは東ドイツの差別的統合を経て、さらにEU再編のなかで覇権的位置を目指しうる地位にあることは衆目の認めるところとなつた。そして伝統的勢力圏であり、階級闘争ならびに諸紛争地域でもある東欧ゆえにこそ、ドイツの膨張の

もつ国際的ならびに全社会的危機が想定されるわけである。このことはもちろん、日本が有事立法、多国籍軍参加、改憲と海外派兵合法化、そして沖縄基地の県内移設による米軍温存において目指す中心地域であるアジアにおいてこそより重大な問題となるであろうことを指し示すのである。

こういったなかで二〇〇〇年九月三日銀座に自衛隊を登場させた石原都知事や、『国民の歴史』から新しい歴史教科書を作る会にいたるナシヨナリズム、排外主義が焦点を形成しているわけである。

そこに貫かれているのは「東南アジアの産業技術は日本にひろく系列化されており（『断固「NO」といえる日本』）とか、日本の経営ないし日本の工業システムの優位性とかの、近代帝国主義ナシヨナリズムである。

あるいはこのナシヨナリズム、排外主義一本で歴史を見直そうという運動である。（第二次大戦を含めて欧米こそ帝国主義・植民地主義であったこと、日本の戦争なしにアジアの解放はなかった・といった基本的には使いふるされた論理に、日本の歴史が中国文化圏からの離脱過程であつたとか、ヨーロッパ自身が地中海・アラブの周辺であつたとかの従属派理論の援用で化粧されてはいるが）

それはガイドライン、日の丸・君が代法としてすでに民意を踏みにじりつつ実体化も進んでいる。しかし軍隊も戦争も観念でなく現実である。一方では軍隊は味方や自国民をも守らない構造的暴力そのものである、ということが過去の沖縄戦や今日の沖縄、全国・世界の基地問題、過去の兵士とその家族をとうして顕在化してきた。

そしてその射程であるアジアにおける虐殺、慰安婦、戦後補償の無視や植民地正当化という日本ナシヨナリズム、排外主義の中心思想がその反アジアの本質をきわだたせている。（それゆえ改憲論者のなかには鳩山等戦後補償等を解決しようとする潮流もある）

る）

しかしなによりも石原のいう系列化するなかアジアの従属的工業化とその矛盾がグローバルバリエーション、新自由主義のもとで加速している。なるほど数字的には二〇〇〇年予想GDP成長率は韓国八、六％、マレーシア七、五、タイ四、五・・と九七〜九八年の金融危機に比し上昇してはいる。（日経二〇〇〇、一一、二八）

が一九八〇年代NICCS化過程には国内資本保護がまだあつたのが、日本のASEAN進出過程では大幅に撤廃され外国投資自由化が拡大し、それは九七〜九八年の経済危機とIMF介入で一挙に加速化したのである。

すなわち大規模な倒産（その代表は韓国の大宇自動車）と、民営化、失業、財政縮減と外国資本の自由化・保護（日韓投資協定）が進み、総体としての多国籍企業（国際独占体）支配が進行したのである。

（註）ウォールデン・ペロー（フイリッピン大学）はこの過程についてGATTやUNCTAD（国連貿易開発会議）では途上国のため特殊かつ異なる待遇が認められていたのが、一九九〇年代のWTO来

先進国のルールがおしつけられてきたことや、ハイテクにからむ特許使用料等を、「反工業化政策」と批判している。(月刊オルタ 二〇〇〇、四)

こうして「最貧国」アフリカ、新興工業国、ASEAN等をつうじてグローバルゼーションの猛威が労働者への攻勢として、あるいは貧富の拡大として進行しているのである。

もちろんそれぞれの国家、社会内部の階級の分化があり、また日・米・欧等の経済、政治、軍事圏が再構成されているのであるが。

日本の改憲、有事体制は、まさにそれらの地域での労働者、農民、先住民の運動に直面せざるをえないのであり、また日本社会のみならずアジア的政治・社会危機の要因となつてゆかざるをえないのである。

そういった意味で戦後のフールドシステム―多国籍企業―NICsといった時代の諸結果・再編過程としての激動の時代を暗示するものといわねばならない。

しかも中国経済社会の変動、北朝鮮経済社会の開放とがそれらと連動、加速してゆくのである。

### コンピュータが顕在化させる資本主義の欠陥

⑩ それはまたブルジョア社会の救世主と期待されてきたITが、大量失業を拡大するとともに、むしろブルジョア社会をほりくずすものとして顕在化してきたことも運動するるのである。(もちろんその計算、フィードバック・高速軌道計算、記憶・伝達等は新技術・生産力として社会構造にビルトインされてきたし拡大される)。

また将来の自主管理社会において市場にかわる、労働者による経済計算の武器となるであろうことも常識となつてきた。

とはいえ現実には今日その基本は資本による合理化・システム化・リストラの武器となつており、発達した生産力にならぬにむけて用いるのかという社会の原理が問われている。また情報が生産や国家への人々による管理運営権へと直結していないことがクローズアップされてきているのである。

かつてマルクスは資本論において、科学の発達、機械制大工業と分業の発達がいかに労働力を駆逐し、労働者相互の競争を加速し、労働の細分化や無力化や差別や階級制をもたらし、相対的過剰人口等の体系を築きあげてゆくかを詳細に分析した。

そしてこの「脱工業化社会」においてこのようなマルクスの分析はもはや古いという通説にかかわらず、むしろ一國のみならず帝国主義間ならびに帝国主義と第三世界と国境をこえて進行してきたのである。また工場のみならず工場と市場、企業間、中間管理職とリストラへとむしろ拡大してきた面を見逃せないわけである。

実際コンピュータが大量に資本によって用いられたのは日本の一九八〇年代のME(マイクロエレクトロニクス)革命によつてであり、職場でのQC(品質管理)運動と結合して、世界市場進出の基礎となつたのである。

(これと軌を一にして、一方では地域や教育での能力主義や効率や競争原理が問題となり、偏差値教育や養護学校義務化等と管理が強まった。そして日の丸・君が代法制化へともつながる)

グローバルゼーションやI

Iは日本の経営をも掘りくずし、またサービスという科学・生産手段が相対的に少なくなつた下層労働力に依拠する部門を拡大しているわけだが、それは多国籍企業・ポストフールドシステム時代という資本主義の成熟・衰弱過程をも意味しているわけである。

### エコロジーと労働者自主管理、農村復興、反差別

⑪ そしてそれら加速する過剰(生産力)、過剰(労働力)と平行する資源・環境問題の深刻化ということがある。

一方での工業文明の排出物(有害物質、温暖化、大気汚染、ゴミ)をうみだす資本の生産様式と生活様式の変更という問題がある。さらに資源問題とあわせ考えるなら、そこで基本になるのは依然労働者管理、農業復興、反差別といったことである、ということになる。

実際エコロジー派のすくなくからぬ部分(ゴルトツ『エコロジスト宣言』、ブライアント『カ』『緑のもうひとつの道』)が自主管理等を問題としてきたことが問題とされねばならない。

一方での資本・多国籍企業による価値増殖運動と資源・環境の濫費・破壊や、農業の工業への従属・劣位化ということとは勿論ある。

他方でその運動が大量生産消費様式をとともなうことによつて、戦後の労働者運動・生産管理要求に対決し、協調型労働運動への転換の武器となつてきたという歴史がある。(今日のグローバルゼーション、新自由主義には資本の側からする協調・契約の破壊という性格があるのだが)

だから工業的生産方法と生活様式の変更は、生産と消費の管理様式の変更をもともなわざるをえないのだ。それはとりあえずその痛み(生活様式や、労働日短縮の可能性等)をどう引き受け、分かつという形から出発するのであるが。そして資本家階級に退いてもらい、労働者運動や農民運動や反差別運動がその方向や内容も負担も引き受けるという形をとらざるをえないのだ。それがどういう回路をとるかはこのことにはまだ未知なのだ。

(マルクス主義は生産力主義だった、と言っている人もいるが問題はこういつたことであり、資本論・「絶対的相対的剰余価値生産」においては

機械制大工業、科学、分業の発達がいかに精神的、肉体的退化を結果するかを問題としてきたわけである。)

そしてゼロ成長社会というより、循環型エネルギーの準備・創出と労働者、農民の運動、反差別運動とを同時に進行させざるをえないわけである。

第二章 市民社会論・人権論と主体性論

第三章 宇野理論のワン・オブ・ゼム化のために

(紙面の都合で、次号または『共産主義運動年誌No.2』に掲載)

# 在日の戦後補償はまだ 終わっていない!

文責 大杉仁一郎

弔意金支給は問題を解決するか?

2000年5月31日にある法律が成立しました。正式名称は「平和条約国籍離脱者である戦没者遺族等に関する弔意金等の支給に関する法律」です(以下弔意金法と略記)。これまで、元日本軍属で怪我を負った方とその遺族に対する補償は日本国籍を持つものだけに限られてきました。この法律は日本国籍以外の在日韓国・朝鮮人、在日台湾人(以上を総称として在日と今後は略記する)など旧植民地出身者の軍人・軍属及び遺族を対象として最高400万の一時金を支給するというものです。

大多数の日本人にとってすでに忘れられています。戦前日本は朝鮮半島を植民地として支配していました。日中戦争、太平洋戦争と戦争は拡大の一途をたどり、この戦争を続けるために

は日本は多くの植民地の人々を戦争に動員しました。その中で多くの方が怪我を負いました。日本は自国の都合で植民地化し、朝鮮半島や台湾の人々を戦争に巻き込み、多くの犠牲者を生み出したのです。それを従来は日本人に対しては恩給法、戦傷病者遺族等援護法(以下援護法と略記)などの法律で補償して

きた。この法律には日本国籍を有する者のみを対象とする国籍条項があり、そのため旧植民地出身者は排除され、戦後50年以上に渡って何等補償を受ける事ができませんでした。こうした政府の不当な姿勢を改めさせ、戦後補償実現を求め、当事者である在日韓国人の石成基(ソク・ソング)さん、故陳石一(チン・ソギル)さんは9年に国を相手に裁判を起こしました。こうした在日の戦後補償を求める運動は各地に広がっていき、大阪、滋賀でも同様な裁判が当事者によって提訴

されて、現在最高裁までいっている段階です。この裁判では国籍条項に基づき、厚生省が当事者の申請を却下した事について取り消しを求めています。したが、これまでの地裁、高裁ですべての判決で国籍条項をもうけた事自体は合理的であるとの判決が出され、処分取り消しは却下されました。しかし、同時にいづれの判決も補償を受けられないでいる当事者の立場は理解できず、国会として何等かの補償を実現すべきと提言しました。当事者の必死の訴えや、それを支える支援運動により新聞の社説でも補償実現を求める社説が掲載されたり、日本社会も当事者の声に耳を傾けるよう少しずつかわっていき、大阪、滋賀でも同様な裁判が当事者によって提訴

この法律で支給の対象となる当事者の在日韓国人の方からはこの法律では本当に自分たちの望むものではない、日本人と平等な補償を求めるという声があがっています。92年以来在日の戦後補償を求める会の一員として戦後補償実現の運動に関わってきた私にとってもこの弔意金法は納得のいくものではありませんでした。この弔意金法は補償の金額が日本人と比べてあまりに開きがある事や、当事者に対する正式な謝罪があるのか不明、確かな法案である事など当事者の声を応えられない不十分な内容のものだったので、

このように金額からして弔意金制度と援護法とは大きな格差があります。援護法の第1条には国家補償の精神にもとづき、軍人軍属及び遺族を援護すると書かれています。援護法において、傷害の度合いに応じて支給金額が違っており、それは援護法が傷害を負った軍人もしくは遺族を支援するという社会保障的色彩が濃いことを示しています。毎年支給がなされ、遺族含めて手厚い援護がなされる援護法のレベルと弔意金が一律400万だけで終わりという弔意金法とはまさに比べようがないと言えます。

## 人道的精神という名の差別的な精神

この不合理な金額的な格差には弔意金と援護法とでその法律のよって立つべき精神そのものがまったく異なっているという背景が存在しています。弔意金法第一条に「この法律は人道的精神に基づき、平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族など」という記述されていますが、援護

法にははつきりと国家補償という文字があった事と見比べると、これは政府として明確な国家補償はしないという事を宣言していると言えます。ちょうど在日に対する補償について政府が検討が始まった99年に野党議員からこの補償の内容について質問が出されました。これに対して政府はこの問題は現在の恩給法や援護法の範囲は越える問題で、在日韓国人に対する補償については1965年の日本と韓国とで結ばれたいわゆる日韓協定で解決済みであるが、在日の特殊事情を鑑み、対処するに当たった問題点を検討中と回答を示しました。この見解は弔意金法策定の根幹をなす考えであり、「恩給法、援護法の国籍条項を削除して日本人と平等な補償はできない。戦争犠牲の問題については国家間で合意しておりすでに解決済みで政府として明確な責任はとらない。本来政府として出す法律的な義務はないが、しかし事情を考慮し、人道的に何等の措置をしよう」という政府の立場を表しています。人道的という言葉は本来出す道理はないけれど慈悲の心でだしてあげましょう」と言っているようなものです。当事者をばか

にした考えだと言えます。水俣病など本米国があやまちを犯して多くの犠牲者を出した問題の解決に当たって政府から人道的精神に基づきという言葉が良く出されており、この人道的という言葉は問題の責任の所在をぼかしてしまいう言葉で日本の政府によってきわめて犯罪的使われ方をしてきたと言わざるをえませぬ。弔意金法に關して言えども明らかに差別を正当化する言葉でしかないように思えます。

### 日本は当事者の声に 応えられたか？

この戦後補償問題をめぐってはさまざまな局面で当事者の声は何度も無視されたという歴史があります。まず一方的に植民地支配をして、彼らを日本人としてしまった事があげられます。国を盗まれ、民族性も奪われ日本人とさせられ、戦争で自分たちの人生を盗まれるというきびしい状況の中で心身ともに傷ついた人々に対して日本という国家は明確な責任を負うべきでした。

しかし日本は敗戦後、かつて自分の都合で勝手に日本人にさせた旧植民地の人々の痛

みを理解しようとせず、第3 国人と呼び、差別しました。多くの欧米諸国では旧植民地が独立後、独立国となった故郷の国籍を取るのか、かつて所属していた旧宗主国の国籍を取るのか選択権を与えられた。自分たちの都合で植民地支配したのであり、国家がその責任を果たすという事が国際的な常識でした。しかし日本は1952年に通達を出しただけで一方的に在日韓国朝鮮人、在日台湾人の国籍を奪いました。

彼らの多くは戦前から日本に在住し、日本に生活の基盤があつたにも関わらず、いきなり外国人とさせられてしまったのです。

このように在日の人々にとっては日本の都合で自分の運命をもて遊ばれ、一度として当事者として自分たちの声が届くことのない歴史をたどってきたのです。

今回の弔意金法をめぐっても成立過程でも当事者の声を真剣に聞こうという姿勢に欠けていました。法案について国会で審議がされていた時に民主党から当事者で戦後補償を求める裁判原告でもある

カン・プジュンさんの出席を要請しましたが、それは却下されてしまいました。まず何よりも問題解決にあたって、

当事者の直の声に耳を傾けるという事が一番大切であつたはずで、きわめて不十分な内容での法案を通すことできざまな宿題、課題を残してしまつたと言わざるを得ません。

### 当事者の声に最大限 応える解決を！

この弔意金法の不当性は明かですが、それをめぐる当事者の立場はきわめて複雑です。弔意金をもらいたいという方や、あくまで真の補償を求めるから受け取れないという方などさまざまな立場があります。裁判を提訴した原告の内2人が、すでに亡くなつて、そして、原告ではないですが、共に運動を歩んできた元軍属の方が2000年に1人亡くなられました。敗戦後56年が経過し、当事者も高齢に達しており、生きてい

る内に弔意金をもらいたい、そうした当事者の思いは当然の事です。

この弔意金法では当事者の軍人・軍属が在日であること前提としており、韓国在住の軍人・軍属は対象外です。当事者が在日でも遺族が韓国在住だった場合、どうなるのか、不明確です。実際、大阪

での裁判の原告であつた鄭商根(チヨン・サングン)さんの遺族は韓国に住んでおり、支援団体は遺族に対して弔意金支給を認めるよう求めていることとされています。遺族の方々は鄭さんの意志を継いでぜひ無念をはらしたいという思いで運動に参加してきました。そうした遺族に対して国はしっかりと補償するのは当然の事です。

さらにこの弔意金をめぐっては正式な謝罪があるのか不明確という大きな問題を抱えています。87年に台湾本国内に在住する軍人・軍属の重度戦傷病者と遺族に対して特定弔意金として200万円を支給する法案が成立した時、申請した当事者には支給を認めるとした裁定通知しか来ませんでした。正式な謝罪は一言もなかったのです。政府は今回の弔意金について法律的な問題は解決済みであくまで人道的措置ということを強調しており、謝罪文もない可能性がありま

す。

弔意金法成立で政府は解決済みという認識を持っているかも知れませんが、これまで見て来たようにまだまだ当事者にとってこの問題は終わっていないのです。

最高裁での判決が残っており、援護法の国籍条項かもしよに生きていく社

何より当事者の声を最大限尊重し、ほしいという方にきちんと補償され、明確な謝罪を出させるようにしなければなりません。支給資格について正当な審査が行われ、韓国の遺族に対しても補償を実現するのかがどうも問われています。

### 国籍を越えていつ しよに生きていく社 会

弔意金法の不十分な点を補うことある意味当然なことですが、それだけに留まらず日本人と同等の正式な補償が何より問われています。政府は弔意金を支給したのだからと言いつつ、日本人と比べ、在日の当事者たちは植民地支配のもとで動員されるといふ犠牲を負つたと同時に戦争で傷を負つた2重の意味での犠牲を負つたのであり、本来は日本人以上の補償を受ける資格があると言えるのです。当事者たちは弔意金をもらった上で正式な補償を受ける資格があると

思います。

最高裁での判決が残っており、援護法の国籍条項かもしよに生きていく社

ませんが、何等かの形で日本と同等な補償を求める運動は今後も続いていきます。いずれにせよ、これからの運動ではより大きな困難が予想されます。政府は解決済みとのキャンペーンを張ってくるかも知れません。50年以上昔のことには何をこだわっているのかそういった声もでてくるかも知れません。しかし、この問題は過去の問題ではないのです。戦争犠牲に対するしつかりとした保障をすることが在日を日本人と平等なパートナーとして受け入れていくことにつながるからです。

在日の人々は外国人として傷害年金、公団住宅、児童手当などさまざまな社会保障から排除される一方で戦後50数年に渡って日本人と同じく税金を納めてきました。そうした排除の歴史は長く続いてきましたが、さまざまな社会保障にあつた「日本国籍を有するのみ」という条項は次々撤廃されていきました。公務員でも国籍条項が撤廃され、多くの外国籍公務員が誕生しています。多くの外国籍の人々が日本に生活の基盤を持ち、税金を納めており、地域社会に参加しているという現状もあります。すでに私たちの暮らしや社会の有様は国籍を越えたものとなりつつある

八頁下段へ

# スターリン主義の克服には エンゲルスの論理の検討が 必要では ないか

守田典彦

## はじめに

マルクス死後、マルクスの思想と理論の唯一絶対の解説者として自他ともに認めてきたのはエンゲルスであった。

そのためマルクス主義の理解、解釈には、エンゲルスの影響は無視できないものがある。

たしかに、エンゲルスは、共産主義理論の普及に極めて大きく貢献したことはいうまでもない。しかし、同時に「現実の個別的な人間が、抽象的な公民を自己のうちに取り戻し、個別的な人間でありながら、その経験的な生活において、その個人的な労働において類の本質存在になったときはじめて、つまり人間が自分の『固有の力』を社会的力として認識し組織し、したがって、社会的力をもはや政治的力の形で自分から切り離さないときはじめ、人間解放は完成さ

れたことになる」(ユダヤ人問題)という観点から、近代の私的所有を遂行し、自然と人間の本源的統一を解体し、「疎外された労働」を原理とした資本制社会の矛盾と止揚の思想と理論を追及、展開したマルクスの思想と理論を俗流化し、結果的に歪曲した面がなかったとはいえないといえるのではないか。マルクスⅡエンゲルスとエンゲルスも考え、それはマルクス主義者のみならず、一部を除いて一般的な常識と化していた。だが「ことなつた道筋を通過して」同じ結論に到達したとしても、その論理、方法において重大な差異があつたことは否定できないのではないか。(私が「マルクスの思想と理論」といつて「マルクス主義」といわなくなったのは、この点を意識したからである。)

したがって、スターリン主義を克服して全世界的に革命を遂行し、人間の普遍的解放を實現するためには、エンゲルスの批判的検討が必要なのではないか。現在ではこのことの追求もなされてはいる。全面的に展開するには至らないが、ここでは、「反デューリング論」(マルクス主義の極めて重要な古典(資本論とならぶ)とされている)の中のマルクスとの違いが明確と思われる点の一部について批判的に検討したい。

## 個体的所有と社会的 所有

資本家的生産、領有様式は、従つてまた資本家的私的所有は、自己労働に基づく個体的私的所有の第一の否定である。資本家的生産は、一つの自然的過程の必然性をもつて、それ自身の否定を生みだす。これは否定の否定である。この否定は、個体的所有を再建するが、資本家的時代の成

七頁より  
と言えるでしょう。援護法や恩給法にある国籍条項は社会保障関係の法律では最後に残された国籍条項となつており、それを見直すということは将来に渡つて社会の構成メソッドに繋がるのです。  
人間が過去のあやまちに対処しようとする時、2つの道があります。一つは過去を忘れてしまふことです。日本政府が甲意金成立だけで問題解決として、当事者たちとしっかり向き合おうとしなければ、それは第一の道を歩むということになりす。しかし、2つ目の道としてしっかりと過去のあやまちを認め、そこから教訓をくみ取るという道もあります。国籍を越えて一人の人間として当事者の人々の声に耳を傾け、彼らとともに社会を生きていくメンバーとしていくこと、それは不可能な事ではないと思ひます。かつて日本社会は自分の都合で日本国籍を押しつけ、都合が悪くなれば今度は一方的に国籍を奪い在日をきびしい状況に追いやりました。現在においてもまだまだ在日の多くは本名を使わず、日本人風な、いわゆる日本名を使つて暮らしています。そうした現状は民族差別がこれまで繰り返されておき、まだまだ日本人が国籍や民族の違いを認めて、

受け入れる社会となりきれていないことを示しています。現在に生きる私がこの過ちは決して取り消すことはできませんが、今後在日を日本人と平等な一人の人間として向き合い、地域で受け入れるように社会に訴える事はできます。取り返せない過去の代わりには、よりよい未来を撰び取る事はできるのです。そういった意味では在日の戦後補償は過去のためでなく、未来のためにこそ必要なものなのです。それは日本社会が変われるのかどうかの重要な試金石の一つと言えるのではないのでしょうか。

☆この文章を読まれた方で新たに心を持たれた方はぜひ運動にご協力いただけたいと思います。東京での裁判を支えてきた「在日の戦後補償を求めると」の連絡先を載せましたので、運動に何等かの協力をしていただけたら幸いです。

### 連絡先

在日の戦後補償を求める会  
神奈川県川崎市川崎区桜本  
1-8-22 青丘社内

TEL 044-2  
881-2997

カンパ先 郵便振替  
002301915708



「一頁」。「この「否定の否定」の結果をデューリングは社会的所有、個人的所有、エンゲルスは、社会的所有は生産手段、個人的所有は生活手段ということになる。

ところで、「この否定は個体的所有を再建する」とあり、この個体的所有は資本家的私所有の転化形態であり、ということと同時に社会的所有でもあるということになり、「個体的所有」は「共同所有」を基礎としていることから考えれば社会的（共同）所有、個体的所有と捉えるのが当然だと思える。したがって、この「否定の否定」は「自己労働に基づく」個体的私的所有、「他人労働に基づく」資本家的私的所有、「自由な労働者達の協業および生産手段の共同所有に基づく」個体的所有、「社会的所有」ということにならざるを得ない。

このように考えると、解釈としては、エンゲルスではなくデューリングの方が正しいのではないかということになる。

だとすれば、デューリングのいうように、「個体的所有」「社会的所有」ということが「もうろう世界」であるかというところが問題となる。

まず言えることは、未来社

会において、生活手段は共同で使用され、生活手段は、当然、個人に分配されることは疑いない。

しかし、「個体的所有を再建」ということが、生活手段だけが個人の所有というようには読みとれない。

「再建」というのは、「資本制的私的所有」によって否定された「自己労働に基づく私的所有」のよい面を再興するということを意味する。（マルクスにおいては、所有というのは生産諸関係の法律的表现と捉えている。だから、個体的所有というからは生産関係として捉えなければならぬ。）

「資本学時代の成果に基づく」、即ち自由な労働者達の協業及び土地と労働そのものによって生産される生産手段の共同所有にもとづく個体的所有を再建する」という「個体的所有が生活手段だけを意味する筈はない。個体的所有は自由な労働者達の協業、自由な労働者の連合による……共同所有に基づく個体的所有したがって、個体的所有は同時に社会的所有としてある。

エンゲルスはデューリングの批判において「自由な労働者達の協業」については全く言及しないままに終わっている。エンゲルスが個体所有を

生活手段という生産物の一部だけをわがものとするというようにしか把握していないことは明らかである。

この「否定の否定」における問題は、「資本制時代の成果」「自由な労働者の協業」「土地と労働そのもの」によって生産される生産手段の共同所有に基づいて、「自己労働に基づく」自由な労働者たちの「個体的所有」が再建される。それは「自由な労働者達の中でのみ成立可能な、その意味で「社会的所有」である。

マルクスは、「フランス労働者党綱領前文においても「生産者は生産手段を占有する場合に初めて自由である」として生産手段が労働者に所属する形態を二つ「一つは個人的形態でこの形態は普遍的であったことはなく、工業の進歩によつてますます排除されつつあり」「二つめに集団形態で、この形態の物質的、知的要素は、資本主義そのものの発展によつてつくりだされてゆく」と書いていたが、全く前記の考察と符号する。

エンゲルスとマルクスの概念・論理の差異は、極めて大きく、大枠においては、一致しているように見え、用語や

記述は酷似しているものの、その意味、内容においては、両者の間に開きがある。それは彼らの初期から存在する。彼らが「別の道筋」を歩み、一般的結論において一致しているものの、彼らの思想、理論の差異から生じたものではないだろうか。

「反デューリング論社会主義篇二節では、資本主義社会の矛盾として「生産は社会的になつた」にも拘らず「一領有的私的（資本系的）であることを論じ、この生産様式の社会的性格と取得様の私的性格の矛盾から、資本制社会の衝突を展開している。そして「この矛盾が新しい生産様式に資本主義的性格を与えるのであるが、この矛盾のうち現代の衝突の全体がすでに萌芽としてふくまれていた」という。こういう論理、展開はマルクスにはありえない。

### 本源的蓄積

生産様式の資本制的性格が資本制的取得（領有様式を規定するのではないか。）

労働者とその労働諸条件の自然的（本源的）統一を解体し、一方では二重の意味での自由（生活・生産手段の喪失と、人格的身分的な自由）政

治的に解放された）な労働者を創出し、他方では労働者と分離された生活・生産諸条件を資本に転化するることによって資本関係は創られたのである（本源的蓄積）。（この直接的生産者と労働諸条件の本源的解体（人間と自然の本源的同一性の解体）こそ、すべてのいわゆる環境問題の発生の本質的根柢なのである。）この本源的蓄積過程（それは日々進行し、再生産される）を媒体として、生産者（社会的人間）は、その人間としての自分自身の精神的、物質的、自己実現の潜在力である労働力を資本系階級に譲渡し、その指揮命令権を資本家のものとした。

したがって、社会的生産は資本家のものとしてある。資本関係の成立によって、分散して相互に孤立した多数の個別的生産過程は資本制的機械性的大工業として社会的生産過程となるが、この社会的生産過程は資本制的生産過程であり、したがって、取得（領有）も資本制的私的様式とならざるを得ないのではないか。

と結合することができない。そうすることによって、直接的生産者（人間）は自然的自然と社会的自然（生産物）へ隷属すること、疎外された人間とならざるを得ないということである。生産様式と取得様式の矛盾が生産様式に資本制的性格を付与するのではなく、資本制的私的（排他的）生産様式が、その取得様式を資本制的私的様式とするのは当然ではないか。

このような「疎外された労働」「人間の自己疎外」を原理としてマルクスは、一八四三年以降の独仏年誌以来、経済学批判、社会批判を一貫して追究してきた。だが、エンゲルスの社会的生産様式と私的資本的取得（領有）様式の矛盾といった展開には、このような論理の展開は全くない。

このように、資本論と並び称される「反デューリング論」がマルクス主義の最良の入門者と看なされてきた点からいっても、マルクス主義を再点検し、再度、マルクスの思想と理論を追究することは、スターリン主義を批判し、革命理論を明確にするために避けることのできない、理論的、実践的課題であるのではないか。

# 街頭闘争について

## 街頭闘争について

この文章は「土曜会―関西政治文化研究会」主催による夏期合宿に提出したものである。合宿の正規のテーマと異なる勝手な思いつきの文章のため休憩時間に参加者に配布したものである。

一、手持ちの資料は「案内状―合宿要項」、及び「フロント中央委員会の呼びかけに応じて」高寺良一署名論文である。これらへ若干の感想を述べておく。

まず目に付くのは、国家・市民社会、国と市民社会、現代市民社会、市民社会と国家ということばである。この言葉の使い方一つに、それぞれへの党派性を感じる。だがひとくくりになされてしまう諸階層の人間、老若男女もすべからなくひとくくりになされて

まう虚しさを政治く権力くを志している理論家は感じないのだろうか。(マスとしての国民とどこが違うのか)○○

町内会、○○自治会 ○○○労働組合 ○○○反対同盟 ○○○

反対運動 ○○○地域共闘 ○○○

○解雇撤回闘争 ○○○(沖縄・アイヌ) 研究会運動 等々

数限りなく現存した運動を総括の対象することなく、常に主観的な原理原則に無防備に立ち返る方法は果たして正しいのであろうか。わたしの経験からすると約15万の人口を擁する自治体・市内には、いわゆる民主的市民(大衆)サークルは、約2000と統計に表れた。この統計は、1983〜4年ごろ三鷹市の市議選のとき三多摩地区での調査である。

私が言いたいのは、今次合宿のテーマについてではなく、勝手に予測するにその中味について、誰と仲良くするか、仲良くする仲間とは一体誰なのか、味方は何処に

のか、どのように仲良くするの、か、こういった人の顔の見える関係としての理論とは見受けられないということ。

ここに出席のお歴々は、「世が世」であれば、大学院教授を務めるにふさわしい方々ばかりである。だがしかし、私が求める革命理論とは、未だ、国鉄労働組合を名乗ってメシを喰っている諸君の顔であり、やむを得ず旧全テや旧全

電通の労働者で活動している<市民>の顔を思い浮かべるのであり、心あるアイヌや沖縄の人々である。麁村同然の寒村で踏ん張る百姓、三里塚で苦吟する農民、原子力発電は要らないとツツバル労働者や子どもたちの顔である。

問題は、闘わなければ生きていけない人々が今、この瞬間にも存在しているということである。いわゆる戦後補償ひとつとついても時間との闘いである。この瞬間にも病魔とたたかっているか、あるいは高齢のため生命を落としてい

る人間がいるかもしれない。被爆者についてもそうである。私にとつてい理解できないのは、何ゆえにこのような催しとなるかとマルクスやレーニンや毛沢東が組上に乗るのかという事である。それぞれが哲学すること、それぞれの知識欲のあることに反対なのではない。皆さんのその哲学する姿勢を、知識量を、政治に転化し私のような未熟者をつかりと教育してほしいということです。

職業革命家ほど不確実、不安定な者はいないのだが。常に、原点と原典たるマルクスなり、レーニン・毛沢東に立ち返らなければオノレを見失うのか。根っこがないのか。否、それぞれ立派なサークルやセクトに所属しているではないか。少なくとも自ら組織した運動があるではないか、何ゆえにそこから昇華して、革命理論マルクス・レーニン・毛沢東に逃げ込む

羽山太郎

のか。とにかくすべては、総論から始まり、そしてまた総論で終わる。新聞として形を提示せよ。こうしてこそ革命家足り得るのである。

一 私は以下述べることもすでに書いた事も個人の想い、個人の感想である。特にこれから書く内容は、誰に相談したわけでもなく、全くの思いつきである。思いつきとは言っても責任をとらないということではない。

路線転換、日和見主義と言われようと自ら主張した以上、誰かにそのかされてしまったなどは決して言わない。共産主義運動の前進であることに確信をもって提案する。

一 選挙・被選挙 議会をどう捉えるか。街頭闘争を有利にするため活用すること。

街頭闘争とは市民運動のこと。と把握しても良い。この点では我田引水になるがプロレタリア通信33号、年誌創刊号を参照してほしい。

いわゆる社会運動の一つとして選挙・被選挙を活用するということ。市民運動とは、政策である。原発反対、遺伝

子組み換え作物を作らせない、食べない市民運動、これは政策ではないか。国鉄清算事業問題も政策ではないか。市民運動の発展のためである以上党勢拡大が日本革命の前進だと思いついていない政党との選挙協力はあり得ないであろう。まして、市民運動・街頭闘争を許容しない民主党は論外である。

私が考える地域での自治とは、地域とは地球丸ごとのことであり、自給とは、工業も含めてのことである。

私は言われているところの平和憲法主義者ではない。法治国・国民としてこれに基づいて日常生活しているわけだが、だからといって護憲主義でもない。市民運動は、憲法の枠組みを超えるのである。アイヌ民族が要求している民族議席にしろ、さらに国後をアイヌにという主張にしろすべては現憲法の許容を超えるのである。あるいは、沖縄人民(沖日労を中心に)の独立の要求は現憲法を超えるどころか「日本の国民感情」からいっても難しいであろう。だがしかし、私は、断固、この沖縄人民の主張を一市民として支持する。このような政策を認める既成政党がもし存在するとするなら、この政

のか。とにかくすべては、総論から始まり、そしてまた総論で終わる。新聞として形を提示せよ。こうしてこそ革命家足り得るのである。

一 私は以下述べることもすでに書いた事も個人の想い、個人の感想である。特にこれから書く内容は、誰に相談したわけでもなく、全くの思いつきである。思いつきとは言っても責任をとらないということではない。

私が考える地域での自治とは、地域とは地球丸ごとのことであり、自給とは、工業も含めてのことである。

党と政策協定を結ぶ用意がある。

最後に、ここに結集した先進的活動家諸君に訴えたい。主義者の結集である以上、本日ただ今より血肉踊る革命理論を基にして自己主張を貫いて欲しい。

さて何処から、何をどのよう始めるのか。これこそが革命理論でなければならぬ。自らの職場や地域の自ら組織する組織や運動・グループを離れての革命理論など生まれようがないのである。身体、肉体を賭さない言葉など人間の魂に響かないのである。小学校や中学校の先生の言葉以上になり得ない。街頭闘争こそ革命の学校である。

### 一、行動しない政治などあり得ない。

私たちは断固として権力を奪取するという強い意志を持たなければならぬ。この合宿に参加している職業革命家諸君！活動家諸君！私たちは教授でもなければ評論家でもない。私たちの主張、私たちの方針は、足の裏で書くべきであり、腹で書くべきであると考え。つまり、この数十年間の闘争の歴史そのもの、自

ら体験し経験した運動の総括として総合すべきである。

もし、演繹するのであれば「命」を「革命」をあらためて欲しいとする人間を基点とすべきだ。それは、農民であれ、市民であれ労働者であれ、吾帝国に内国植民地化されたアイヌであり、琉球列島にあるウチナンチューのさげびを総合すべきである。闘いの！運動の総合が、政治論文となるべきだ。

### 一「市民」なる言葉で何を表現したいのか、問題は、現に存在し続けている市民運動。この運動を誰がどのように一つの赤糸で結びつけることができるか、ではないのか。私たちは、フォーラム00やオルタ00やアソシエなどと同じレベルで議論する必要はない。文化とは、大まかにいって精神生活のこと。絵画も小説も映画・写真も文化であろう。文化のもつ大衆性、否、ここでは市民性か、を否定するものではない。しかし、旧い道徳性や倫理観に對置する概念としての市民なのか、そうではあるまい。政治用語、革命論としての文化や市民なることばを用いているのであろう。

一 幾つか質問したい 私達は、新幹線鉄道に乗るし、テレビも観ます。エアコンも使うし電子レンジも使います。原子力発電に反対するとはどのようなことでしょうか。代替エネルギーは、果たして可能なのでしょうか。原発は、敦賀ではなく大阪城なら良いのですか。東海村ではなく江戸城なら良いのですか。それとも原発はみんなダメなのですか。

遺伝子組み換え食品は、すでに市場に出回っています。皆さんは、味噌・醤油あるいは、鶏卵や肉といった型で家畜の飼料となった遺伝子組み換え食品を口にしているはず。ナタネ油の50%以上はすでに遺伝子組み換え食用油となつています。遺伝子組み換え作物を作らない、食べないと言う事は一体どういうことでしょうか。種や類を超えての遺伝子の操作は一体何をもちたらすというのでしょうか。

すべてを見通し、すべてを獲得する革命家諸君に尋ねる。以上の差し迫った課題に 대응するのは革命家の責務ではないでしょうか。

たかが、80年安保闘争に敗けたぐらいで挫折した。た

米国民政府の政策だったと言えよう。

ポリビアに移民したウチナンチュー、3221名の中には、アマソンの密林の中で病死したもの、あいつく早魃や洪水が容赦なく移住者に襲いかかり、無一文になったものや、夢なかばで帰国した者がいたと思う。

移民開拓者は苛酷な自然の前に、人生を、生きぬく闘いでもあったことが想像つく。移住地に定着して、日本の沖繩にこだわる一世移民者。ポリビアの文化社会の中で成功を夢見る二世、三世としては、初期移民者のように、沖繩の文化的、民族の帰属領域意識も薄れ、自立構想に結びつけるのはたやすくはない。

# 沖縄の自立に思ふこと

石河 晋

## 沖縄の自立に思ふこと

太田、前沖縄知事の8年間の取り組みが「亜熱帯環境交流圏」と言つてネーミングで「平和、共存、自立」であることが、情況出版、吉本正矩氏の文章をもつて、沖縄が自立していく、構想にあったことが解った。

沖縄は、かつて「万国津梁の精神」を現代に取り戻し、沖縄の自立的な発展を求めており、沖縄が独立するか、日本に合流するかは、沖縄を故郷として、文明、文化と生活共同体をともししている琉球民族の問題でもある。

慶長の役における薩摩の侵略から、琉球処分における上からの同一民族、同一国民という統合の論理が、琉球語を日本語に強制され民族の個性はないがしろにされた。

沖縄の風俗、習慣制度等は滅却せしめられ、「琉球教育」「台湾教育」同化政策がとられていたが、戦後、23年

間は琉球政府として日本に治権はなかつし、「出入国、管理」も琉球政府にあった。

72年、本土復帰と経済振興政策は10年ごとの3期に入り、基地のない沖縄としてプロジェクトチームを作り、沖縄の自立構想を具体的にプロセスしていったこと。また、「国際都市形成構想」基地返還アクション、プログラムとしての経済振興政策は一国、二制度を推進して、先進国のモデルとなつていく、沖縄の自立の取り組み方でもある。

産業の自立化と自由貿易に地域化する「全県フルートレートゾーン構想」であり、亜熱帯環境交流圏、平和外交都市として沖縄を位置付け、国際交流拠点形成、連邦制的な国家協力で、沖縄の持つ技術力を生かす。地場産業と結びついた技術、水産、農業の開発推進としての具体的に、煮詰めている自立構想でもある。

また、国際社会における独自の拠点、沖縄の可能性としての亜熱帯環境交流圏の島嶼

国家としての警察、税関、検疫、植物防疫、動物検疫等「出入国、管理」も沖縄県府がおこなう、自立構想でもある

この自立構想は、人、物、金を動かし、ITと技術力のグローバル化にGATT体制、IMF制度とを、二つの柱とする21世紀の資本市場経済が国際経済社会を見取り図とした、多元的な市場貿易をも考慮し、現代資本主義の制度的諸条件を名示的に定式化した所似の市場均衡の存在を求め経済循環のメカニズムを分析的に解明し、沖縄の文明、文化の民族的な発展と結びつけての自立構想であると思う。

## 台湾、民進党支

部

かつて、台湾民進党の前進でもあり、世界各国に支部のあった台湾本省人の組織、フ

アパーが、台湾国民党の政治支配、50-80年代、治安

警察国家の時代に、外省人からの政治支配と独立を目差し、台湾本省人が、民主化と台湾独立に国際協力を求め

て、フアパー支部が世界各国にあつたように、自立構想における沖縄も独自の拠点を置き始めている。

21世紀にむけ沖縄も、東アジアや国際社会における独自の拠点としての、ソウル、台北、シンガポールに属宅員といった形をとつていたこと、国連の情報収集にも活動し、沖縄の「経世済民」国を治め人民を救い、人間の共同生活の基礎をなす生産、分配、消費の行為、課程、それを通じて形成される社会関係総体の活性化と島嶼国家同志の共存、共栄の発展を結びつけようとしている。

## 民族意識としてのウチナンチューの移民

世界のウチナンチューで沖縄県人会を組織し、海外移民

の成功者にも沖縄、自立構想を呼び掛けようとしている。

海外移住で、成功している移民者に、沖縄の文化的帰属領域意識を自立構想に結び付けようとしていた。その、橋口にあるのが、南米、ポリビアの「オキナワ村」ともとれる。

1945年慶良間諸島、700人の住民集団自決、久米島の戦闘では、久米島虐殺事件と、第二次大戦で人口の四分の一、約15万人の死者をだした沖縄戦から、269人が南米、ポリビアに集団移民させたのが1945年のことである。

## 沖縄の基地解体

移民を推進、奨励していたのが、当時の傀儡政権、琉球政府というよりも、琉球列島を統治していた米国民政府

だつたといえよう。

終戦と、同時に「銃剣とブルドザー」で農地を奪い沖縄人を弾圧した。

米軍、沖縄戦の戦功者名、キャンプ、ハンセン、シュワブと基地に名付け農地を収奪して、基地を拡大した。

現在、MEU ミュー海兵隊の特殊部隊の訓練基地であり、NBC兵器、核兵器よりも安上がりな化学兵器とガスの兵端基地でもある。

戦後、対ソ冷戦化にともない、49年中国革命の成功、50年朝鮮戦争の勃発と亜細亜の情勢の激化は、極東における反共、軍事基地として沖縄の軍事的価値をいやがうえでも高め、基地は巨大に拡大された。

# 最近の精神医療をめぐる動向

北村祐

## 1 はじめに

移送制度は保安処分制定と一体となった攻撃

1999年9月に改定された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下「精神保健福祉法」)において、「移送制度」が新設された(参照「プロレタリア通信」第34号)ある障害者との対話と、改悪された「精神保健法」(これは、「精神障害者」を本人の同意がなくても、都道府県知事の権限で車輛搬送により「精神病院」に強制的に入院させることが出来る制度である。こればかりではない。今回の改定にあたり、警戒をしなければならぬのは、衆参両院において犯罪を犯した「精神障害者」に対する施策、いわゆる「触法精神障害者対策」を検討する旨の付帯決議がつけられたことである。すなわち「重大な犯罪を犯した

精神障害者の処遇のあり方について検討すること」が明記され、自民党はこれを受けて3年をめどに議員立法で、「触法精神障害者対策」を法案化することを公言していた。最近になり、この問題は自民党内ではなく、法務省・厚生省の合同会議を設置するところまで進行してきている。「法務省・厚生省は責任能力がないために重大な犯罪を起こしても罪に問われない精神障害者の処遇を巡り、月1、2回の定期的な検討会を今月から開くことで合意した」(日本経済新聞「2000年12月1日夕刊」)。このように、「精神障害者」に対する保安処分(治療処分)新設の動きが、1974年、1981年に続いて今正に進行している。「移送制度」は、このような動きと一体となった攻撃なのである。

## 2 移送制度の新設は認められない

移送制度とは

移送制度と言うのは、「精神障害者」を都道府県の職員が警察官の協力の下で、強制的に精神病院に搬送するシステムの事である。今回、措置入院等の為の移送と医療保護入院等の為の移送との2種類の移送制度が法定化された。このうち、措置入院の為の移送は従来から行われていたものであり、今回「都道府県知事は、(措置)入院措置を採ろうとする精神障害者を、当該入院措置にかかわる病院に移送しなければならない」(第29条の2の2)と、法文上明確にしたのである。一方医療保護入院等の移送は、今回新設されたものである。すなわち、「都道府県知事は、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければそのものの医療および保護を図る

上で著しく支障があるものであつて当該精神障害者のために(任意入院)が行われる状態にないと判定されたものにつき、本人の同意がなくても、精神病院に移送することが出来る」(第34条、傍点は筆者)と規定され、保護者の同意の有無に応じて、医療保護入院または応急入院をさせる為に応急入院指定病院に移送することが出来るとしたものである。応急入院指定病院とは、全国に65ヶ所あるのだが、今回基準を「緩和」しより一層移送を促進させるための措置をとっている。「精神保健指定医1名以上及び看護婦または看護士3名以上が、常時、応急入院者に対して診療応需の体制を整えていること」が、オンコール(待機)でもよいこととされ、「常時」1床以上を確保し「あらかじめ定められた日に、応急入院者の為に1床以上を確保できると認められること」となり、更には、脳波計や血液検査を行う設備等

については、施設に整備していかなくても必要な検査等が速やかに行われる体制にあることで要件を満たすとしている。こればかりか、基準を満たす病院がない場合に備えて例外規定を設けている。このように崩壊的に応急指定病院の「整備」が図られ、強制入院の窓口が広がられたわけである。

移送制度には多くの問題が未解決

更に今回の移送制度において問題となるところを「移送に関する事務処理基準」等を参考に見ておきたい。

- ① 移送の対象者については、何らの判断基準が明らかにされていない。「直ちに入院させなければそのものの医療及び保護を図る上で著しく障害があるもの」(「精神保健福祉法」第34条)「家族等が説得の努力を尽くしても本人の理解が得られない場合に限り緊急避難的に行うもの」とされているだけである。
- ② 「移送に係る相談の受け付けの窓口を整備しなければならぬ」・「移送制度及び相談の窓口についてその周知に努めるとともに、利用者が利用しやすい体制になるように配慮」している。
- ③ 都道府県知事は、「移送の対象者を車両等を用いて搬送する部分については委託することが出来る」。これは、民間警備会社の委託を可能とするものである。すでに、これまでも実態としては行われてきていること、あくどい利潤追求や人権の無視等が明らかにされている。
- ④ 移送を行う際に指定医の判断により、身体的拘束を含めた行動制限をすることが出来る。しかも、移送には、診察の場所までの移送も含まれていない為、指定医の同行しないところでの身体的拘束も行われることになる。
- ⑤ 措置入院等の移送の場合、「急を要する事態に臨場した場合には、警察官に臨場要請を行うなどの配慮をする」と、警察との協力関係のもとで移送は行われることを示唆している。実際、厚生省は移送に対して「警官に協力要請」(2000年9月、産経新聞)を行うことを決め、「警察官が同乗するかしないかは警察官の判断」としている。
- ⑥ 「移送の手続き上行

った医療に係る費用については、原則本人負担とする」と、強制医療の費用までも本人負担とされるのである。

「精神保健福祉法」は、強制入院の法律

このように今回の移送制度は、「精神障害者」を精神病院に強制入院させ、地域から隔離・排除する為の制度の新設であることは明白である。

このようにして、「精神保健福祉法」とは「精神障害者」が福祉の対象とされているかのようにあるが、実際は強制入院を定めた法律なのである。

精神病院は、医療法による精神科以外の入院が自由入院であるとは違って、何種類もの強制入院が法律によって規定されている。

「措置入院」、「緊急措置入院」、「医療保護入院」、「応急入院」

は、いずれも本人の同意を必要としない強制的な入院形態である。「措置入院」では、二人の指定医の判断に基づき

「入院させなければ精神病害のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼす恐れがある」ものを都道府県知事の権限で強制的に入院させることが出来る入院形態である。この恐れは決して可能なものではなく、恣意的なもの

であることは言うまでもない。この他、本人の同意に基づき「任意入院」もあるが、これとして指定医の判断により時間の退院の制限を受けないのである。

実際、移送制度は東京を始めとして、まだ多くの都道府県では導入されていない。

昨年6月の全国の調査では、導入済み 〇箇所、導入予定 24箇所、実施しない 〇箇所であった。

私達は、執拗に多くの「障害者」、労働者、市民の共同した力で導入を許さない闘いを作り出していかねばならない。

更に、今回の法改悪の際に「触法精神障害者対策」の付帯決議がなされ、保安処分新設への動きが進められようとしている。

### 3 保安処分制定を許さない闘いを作り出そう

保安処分とは、「精神障害者」に対する「治療処分」であり、再犯の恐れを防ぐためとして治療施設に収容して、社会的に隔離・抹殺するものである。

前厚生省精神保健課長の三

背は、一昨年より「私は基本的に重犯罪を犯した患者さんを刑法上は無罪としても、治療処分的なものの入り口、出口を司法で決め、治療は国公立を中心とし、保安要員を含めて整備する」(98年8月、日本精神病院協会主催の講演会)と保安処分導入の決意を明らかにしている。また、この三背や、山上皓(東京医科歯科大学・司法精神医学)等

を呼んで日本精神神経学会は、一昨年の5月「触法精神障害者対策」に関するシンポジウムを開いている。また、

昨年は「現代精神医学における人格障害の位置付け—精神病質をこえて」のシンポジウムを開き、福島章(上智大学)、山上皓(東京医科歯科大学)等の保安処分推進派を呼んでいる。

しかし、このシンポジウムは、闘う「精神障害者」等の反撃により粉砕された。しかし、この5月には、「触法精神障害者対策」は、自民党の検討会を離れて、新たに動き出すとしている。すなわち法務省・厚生省が定期的な検討会を開くことを合意していることから、新たに立法化の状況が生まれようとしている。具体的な検討課題としては、① 通院や服薬を中断しない為の仕組みや支援体制

の整備、② 殺人など重大犯罪を犯した精神障害者の再犯防止の為、医療的な判断と司法的な判断が反映されるような手続きで入院させる手続き、③ 犯罪を犯した触法精神障害者専門の施設の整備(日本経済新聞 2000年12月)等があげられている。

### 4 おわりに

「精神保健福祉法」は、一方で「精神障害者の人権に配慮」とか社会復帰の推進をはかるために「在宅の精神障害者に対する福祉サービスを整備」してと銘打ち、「精神障害者」を福祉の対象とみなしているかのように書かれている。しかし、実際は今まで見てきたように、「精神障害者」を一層隔離・分断・排除する方向で進んでいる。そもそもこの法律そのものが、「自身を傷つけまたは他人に害を及ぼす恐れ」というあいまいな

概念で「精神障害者」を隔離・分断し、社会を保護するものであり。

「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情からは判断して、精神障害者のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼす恐れがあると認められたものを発見したときは、直ちに、その旨を、最寄の保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならぬ」(「精神保健福祉法」第24条)というのは明らかに「精神障害者」に対する保安処分といえるのである。ここで「精神障害者」とは、「精神分裂病、精神作用物質による急性中毒または、その依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するもの」と規定されている。

ここに書かれている「精神病質」という概念は、かつてナスの御用学者シュナイダーが、「その人格の異常性を悩みとし、またはその異常性によって社会が悩むような異常人格」と定義したものに起源をもっている。しかしこれは現在では、全世界的に医学的には根拠のないものとして使われていない概念である。従って、医学的な概念ではなく、「司法的な概念」なのである。これに代わって今日、「性格異常」「人格異常」「境界例

(ボーダーライン)」という新たな装いの下に復活を見ているが、

けだし、「精神保健福祉法」は解体されなければならないわけである。

最後に、最近、「引きこもり」という現象がマスコミで取り上げられている。ある精神科医は、引きこもりの青年は100万人いると予測している。その引きこもりの青年の7割が不登校がきっかけと言われ、再び不登校が悪いイメージで語られるばかりか、社会的引きこもりは社会に帰すことが治療であるようなことが言われ、社会的な不安が煽られている。彼らにとって帰るべき学校や「社会」はあるのか。それこそが今日の課題であり、私達に投げかけられている課題でもある。

「精神保健福祉法」は、一方で「精神障害者の人権に配慮」とか社会復帰の推進をはかるために「在宅の精神障害者に対する福祉サービスを整備」してと銘打ち、「精神障害者」を福祉の対象とみなしているかのように書かれている。しかし、実際は今まで見てきたように、「精神障害者」を一層隔離・分断・排除する方向で進んでいる。そもそもこの法律そのものが、「自身を傷つけまたは他人に害を及ぼす恐れ」というあいまいな

概念で「精神障害者」を隔離・分断し、社会を保護するものであり。

「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情からは判断して、精神障害者のために自身を傷つけまたは他人に害を及ぼす恐れがあると認められたものを発見したときは、直ちに、その旨を、最寄の保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならぬ」(「精神保健福祉法」第24条)というのは明らかに「精神障害者」に対する保安処分といえるのである。ここで「精神障害者」とは、「精神分裂病、精神作用物質による急性中毒または、その依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するもの」と規定されている。